

平成 23 年 3 月 30 日
総務部次長 佐藤光男

東北関東大震災時の派遣職員・臨時職員の自宅待機期間の給与についての取扱いと
4 月以降の勤務体制について

《派遣職員》 完全自宅待機 3/14(月)～3/25(金)

1. 完全自宅待機期間の 3/14(月)～3/25(金)は出勤したこととみなします。しかし年度予算内での支給となりますので、調整した時間でのマークシート記入をお願いします。
提出は 3/31 です。
2. 4 月からは通常通りの勤務 原則 9:00～17:00 4 月の土曜日は休み。日・祝日は休み
3. 土曜日勤務の方は、4 月の土曜日はお休みですので、休日指定日と変更されても結構です。
その場合は、「勤務日変更届」をご提出願います。

《臨時職員(嘱託職員)》 完全自宅待機 3/14(月)～3/25(金)

1. 完全自宅待機期間の 3/14(月)～3/25(金)は出勤したこととみなします。
2. 4 月からは通常通りの勤務 原則 9:00～17:00 4 月の土曜日は休み。日・祝日は休み
3. 土曜日勤務の方は、4 月の土曜日はお休みですので、休日指定日は出勤願います。
「勤務日変更届」をご提出願います。

授業・教務関係行事

- ① 入学式中止。オリエンテーション行事は延期。教養学部各学科新入生対象行事(スクーリング等)は中止か延期
- ② 授業開始は 5 月連休明け以降
- ③ 科目履修登録、成績発表、資料配布等すべての行事は 5 月連休明けに延期

* 最新の情報および詳細は、東北学院大学のホームページをご覧ください。

平成 23 年 3 月 29 日
門脇総務課長からの報告

東北関東大震災時の派遣職員・月給制臨時職員・時間給臨時職員（カウンセリングセンターと体育館学生）の自宅待機期間の給与についての取扱い

《派遣職員》

完全自宅待機 3/14（月）～3/25（金）（はじめは 3/14～3/31 までを自宅待機とした）

1. 完全自宅待機期間の 3/14（月）～3/25（金）は出勤したこととみなす。しかし年度予算内での支給とする。この件は派遣会社には報告し、予算内の請求書を提出するよう依頼している。
2. 3/23 の課長会にて、3/28（月）から勤務となる通達があった。しかし、3/28（月）～3/31（木）までは、交通手段がない場合や震災の被害等にて出勤不可能な場合はそのかぎりではない。（3/28（月）～3/31（木）は出勤扱いとするがその期間に休暇願いを願い出た場合は受け付ける）
3. 4 月からは通常通りの勤務 9：00～17：00 4月の土曜日は休み。日・祝日は休み

《月給制臨時職員》

完全自宅待機 3/14（月）～3/25（金）（はじめは 3/14～3/31 までを自宅待機とした）

1. 完全自宅待機期間の 3/14（月）～3/25（金）は支給する。
2. 3/23 の課長会にて、3/28（月）から勤務となる通達があった。しかし、3/28（月）～3/31（木）までは、交通手段がない場合や震災の被害等にて出勤不可能な場合はそのかぎりではない。（3/28（月）～3/31（木）は出勤扱いとするがその期間に有休を願い出た場合は受け付ける）
3. 4 月からは通常通りの勤務 9：00～17：00 4月の土曜日は休み。日・祝日は休み

《時間給臨時職員（学生アルバイト）》

1. 自宅待機 3/14（月）～当分の間なので支給しない。

《時間給臨時職員（カウンセリングセンター）》

1. 完全自宅待機 3/14（月）～3/31（木）で出勤したこととし支給する。